

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの年度評価実施要領

令和 5 年 2 月 13 日
地方独立行政法人泉佐野市行政事務
サービスセンター評価委員会決定

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 87 条の 10 第 1 項の規定に基づき、泉佐野市(以下、「市」という。)が地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター(以下、「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下、「年度評価」という。)を実施するに当たっては、「地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターに対する評価の基本方針」(令和 5 年 2 月 13 日)を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

1 評価方針

- (1) 年度評価は、年度目標及び事業計画の達成に向けた法人の事業の実施状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の評価時点における法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資するものとする。

2 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の事業計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、業務運営の改善、必要な措置を講ずる必要性について確認する。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、事業計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)市による小項目評価、(3)市による大項目評価の手順で行う。

(1)法人による自己評価

- ① 法人は、事業計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、次の 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
V…事業計画を大幅に上回って実施している。
IV…事業計画を上回って実施している。
III…事業計画を順調に実施している。
II…事業計画を十分に実施できていない。
I…事業計画を大幅に下回っている。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。
- ③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2)市による小項目評価

- ① 市において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、事業計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にⅠ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 市による評価と法人の自己評価が異なる場合は、市が評価の判断理由等を示す。

(3)市による大項目評価

- ① 市において、小項目の評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに年度目標・事業計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。
 - S…年度目標・事業計画の実施において計画を大幅に上回って達成できている。
(市が特に認める場合)
 - A…年度目標・事業計画の実施において計画通り達成できている。
(全ての項目がⅢ～Ⅴ)
 - B…年度目標・事業計画の実施において概ね計画通り達成できている。
(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)
 - C…年度目標・事業計画の実施において十分に計画を達成できていない。
(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)
 - D…年度目標・事業計画の達成のためには重大な改善事項がある。
(市が特に認める場合)
- ② その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

4 全体評価の具体的方法

- (1) 市において、項目別評価の結果を踏まえ、事業計画及び泉佐野市地方独立行政法人法施行細則(平成22年泉佐野市規則第19号)第10条に規定する事業期間における事業計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、法人化を契機とした窓口業務改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。

5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、業務実績報告書を作成し、市に提出する。【6月末まで】
- (2) 市において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会の意見等を踏まえ、評価(案)をとりまとめる。【7月～8月】
- (3) 評価(案)について、法人に意見申立て機会を付与する。【8月下旬】
- (4) 市において評価を決定して、法人に通知した後、議会に報告するとともに公表する。【9月】

6 その他

- (1) 法人において作成する業務実績評価報告書の様式は、別紙のとおりとする。
- (2) 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。